

## 令和3年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

### 文教福祉常任委員会 令和3年6月22日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	5
議案の採決	14
所管事項の報告	15
請願の審査	20
請願の採決	24
意見書案の説明	25
閉会	28

---

### 総務常任委員会 令和3年6月23日（水）

付議事件	31
出席委員	31
欠席委員	31
委員外出席者	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
開会	33
議案の説明、質疑	35
議案の採決	40
閉会	41

# 文教福祉常任委員会

令和3年6月22日（火曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 5 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 7 号 財産の取得について（旭市指定広域ごみ袋）
- 議案第 9 号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第10号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第13号 専決処分の承認について（旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第14号 専決処分の承認について（旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第15号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第16号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

### 《付託請願》

- 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 請願第 2 号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

## 出席委員（5名）

委員長 林 晴 道  
委員 景 山 岩三郎  
委員 宮 内 保

副委員長 片 桐 文 夫  
委員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（15名）

教 育 長 諸 持 耕太郎  
教育総務課長 杉 本 芳 正  
高 齢 者 福 祉 課 長 赤 谷 浩 巳  
保 険 年 金 課 長 穴 澤 昭 和  
体 育 振 興 課 長 柴 栄 男  
環 境 課 長 高 根 浩 司  
そ の 他 担 当 員 4名  
職

財 政 課 長 山 崎 剛 成  
社会福祉課長 椎 名 隆  
子 育 て 支 援 課 長 多 田 英 子  
生 涯 学 習 課 長 伊 藤 弘 行  
健 康 づ く り 課 長 齊 藤 孝 一

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広  
副 主 幹 菅 晃

事 務 局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（林 晴道） 皆さん、おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の林晴道であります。

何かと忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持耕太郎教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より、委員の皆様には、各方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で10議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案、条例関係が2議案、財産取得についてが1議案、専決処分の承認についてが6議案となっています。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（林 晴道） お願いします。

○教育長（諸持耕太郎） ありがとうございます。

それでは、順次、自己紹介をさせますので、よろしくお願いします。

なお、自己紹介終了後に、健康づくり課長より職員の新型コロナウイルス感染症の状況について報告させますので、併せてよろしくお願いします。

○教育総務課長（杉本芳正） では、教育総務課長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（高根浩司） 環境課長の高根と申します。よろしくお願いします。

○保険年金課長（穴澤昭和） 保険年金課長の穴澤昭和です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課長の齊藤です。よろしくお願いします。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課長の椎名隆です。どうぞよろしくお願いします。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課長の多田英子です。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉課長の赤谷です。どうぞよろしくお願いします。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課長の伊藤弘行です。よろしくお願いします。

○体育振興課長（柴 栄男） 体育振興課長、柴と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 職員の新型コロナウイルス感染者の発生について報告させていただきます。

都市整備課職員1名が6月20日日曜日、夜、陽性と判明いたしました。

経過につきましては、昨日21日、保健所より濃厚接触者の調査がございました。その結果、勤務中での市民の濃厚接触はなし、市役所内での濃厚接触者はなしという状況でありました。

市の対応といたしましては、感染者と座席が隣接の職員に対して自宅待機、4名ほど自宅待機。で、市役所内の濃厚接触者がなかったが、上記4名に対して、PCR検査を今実施しています。まだ結果は出ていません。

昨日、窓口、事務室、トイレ等の清掃を実施して、完了しています。

詳細については、後ほど文書で配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

職員の方々は、通常業務に加え、ワクチン接種の事業にも努められ、特に文教福祉常任委員会所管の職員には負担が大きく、残業等も多く行われているのではないのでしょうか。

しかし、皆さん、現状において通常の生活を取り戻すためには、このワクチン接種が大きな鍵を握っています。ワクチン接種の事務に従事する職員一人ひとりにおいては、大変な苦労があろうかと思いますが、この難局を乗り越えるために一致協力して、ぜひとも頑張ってくださいたく、僕からも市民を代表して感謝、御礼と最大限のエールを送らせていただきます。

また、このような社会情勢の中、新たな旭市のシンボルとして、この庁舎が完成しました。旭市の未来をつくる拠点として、本市が平成17年の合併以来15年の長き歳月を経て、新庁舎がこのたび無事に完成をし、4月26日から業務が始まりました。このようなすばらしい環境を与えていただきましたので、新しい時代の旭をつくるため、皆さんとともに歩ませていただきますので、よろしく願いをいたします。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（林 晴道） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、財産の取得について、議案第9号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認について、議案第15号、専決処分の承認について、議案第16号、専決処分の承認についての10議案であります。

執行部、委員へ、ここでお願いをいたします。

コロナウイルス感染症対策の一環として、付託議案の補足説明、質疑、答弁等発言のときには、着席にてお願いをいたします。

それでは、初めに議案第1号について補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、環境課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページをお開きください。

歳出になります。

4款2項1目塵芥処理費の説明欄1、塵芥処理事務費の返還金625万1,000円でございますが、令和3年4月1日からのごみ処理広域化に伴い、ごみ袋販売協力店において、旧指定ごみ袋の販売ができなくなったため、売れ残った指定ごみ袋が在庫品のまま残ることとなり、その取扱いにつきましては、多数の販売協力店より問合せをいただいていた。

指定ごみ袋の代金は、ごみ処理手数料に相当するもので、販売協力店が指定ごみ袋を仕入れる際に市に納付されていますので、売ることでできなくなった古いごみ袋の代金は返金する必要がございます。

これらの対策といたしまして、残った指定ごみ袋を市が買い戻す形で対応したいと考えており、補正でお願いするものでございます。

なお、古いごみ袋の使用期限につきましては、これまで令和3年9月30日までとしていましたが、改めて使用期限は設けずに、令和3年10月1日以降も継続して使用可能とすることといたしました。今後、広報等で周知を進めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

以上で、議案第1号、環境課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業5,293万3,000円ですが、既に給付が始まっているひとり親世帯分に対する給付金に加え、このたび、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分給付金の対象についても、国から給付指針が

示されたことに伴い、速やかに給付事務を行うため、補正予算を計上したものです。

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分に係る給付金につきましては、具体的には、令和3年度分の住民税が非課税で、かつ18歳の年度末までの児童を養育している等の方を対象に、児童1人当たり5万円を給付するものです。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

主な事業費の内訳としては、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金5,110万円となりますが、児童手当や特別児童扶養手当の受給状況を参考としまして、対象児童を1,022人見込んだものでございます。

少し戻っていただきまして、補正予算書の7ページをお願いします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症サーフティネット強化交付金の5,449万円は、本事業に対して国が全額を負担するものです。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 議案第1号につきましては、健康づくり課の補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

片桐副委員長。

○委員（片桐丈夫） それでは、先ほど環境課長のほうの説明で分かったんですけども、持っている家庭については、9月30日までじゃなく、その以降も使えるということですね。

ただ、その返還金ですか、業者がたしか本会議場で林委員長が質疑したときに、133店舗、21万7,000枚ですか、のやつが店舗で持っているというような話があったかと思います。それを625万1,000円で市のほうで買い上げて、その袋の買い上げた袋はどうなるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（林 晴道） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、ただいまの質問にお答えします。

買い戻した袋の使い道ということでよろしいでしょうか。それにつきましては、もう一般の方が使うことはできませんので、まず第一に庁舎内のごみ処理で使うことを考えています。



庁舎内のほか、あと小・中学校、あと保育園、その他の、それらのごみの後始末、そういったものに使っていかうかというふうには考えています。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） 確かにそういった使い道はいいかと思えますけども、市民の方のごみゼロだとか、これから夏に向けての海岸の清掃だとか、そういった点でも使えるように、市民の方にこういった袋がありますよというようなお知らせとか、そういったあれはあるんでしょうか。ただ、市の関係だけの使い道じゃなく、市民の方のそういった単独でごみ拾いですか、やってくれている方がいるかと思うんですよ。そういった方々にこういった袋がありますので、ぜひ使ってくださいとか、そういったお知らせをするのかしないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、お答えします。

まず今のところ、市民の方にそういった海岸清掃等、ごみゼロ等で使ってもらおうという予定は、今のところ考えていません。といいますのは、ごみゼロは別に専用の袋を作っていますので、そちらを使っていただいて、ボランティア活動でのごみだということが分かるようにしていますので、ただ、量的にかなり残るということであれば、将来的には片桐委員の言ったようなそういう方法も、一つの方法として考えていかなければならないなどは思っています。

以上です。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） そうですね。でも、この枚数からいって21万7,000枚という膨大な多分枚数だと思うんですよ。ですから、それで買い戻した625万1,000円という金額も大金だと思いますので、ぜひとも市民のほうで使えるようなあれが取ればなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） ぜひ考えていきたいと思えますので、よろしくお聞きします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたら、お聞きします。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第5号につきましては、本会議で説明したとおりでございます。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません、説明のほうで、本会議場の説明で十分分かったんですけど、老朽化で取り壊すのはしょうがないというのは分かったんですけども、私ちょっと二中のほうの卓球部員の人数調べてみたら、68名卓球部員の生徒がいて、卓球場を活用しているというような話だったんですけどね。

あと、その68名の子どもたちが解体しているときに、体育館が使えるのかといたら、やっぱり二中の体育館はいろんな部活が使っていて、ちょっと卓球は難しいんじゃないかというような話がありましたので、もう市のほうでその老朽化した施設を壊して、は当たり前のことなんですけども、その子どもたちの練習場所ですか、というのを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 卓球場の廃止になって、卓球部がどうなるのかということでした。

卓球場、取り壊すのは卓球場ですけれども、現在は二中の生徒を中心に利用者がいます。施設を廃止するに当たりまして、まず第二中学校の教頭先生、卓球部の顧問と打合せを行いました。また、関係各課と協議をしました。

片桐委員おっしゃったとおり、体育館、バスケット部、バレー部、体操部が、それは日替わりでローテーション組んでいるので、この中で組み込むのは難しいだろうという話になりました。ということで、卓球部……じゃないです、第二中学校の生徒については、新庁舎が出来上がりまして、使わなくなった市の施設を利用させていただくことを考えています。また、一般の方につきましては、社会体育施設を利用させていただくよう考えています。

以上です。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） ぜひともあれですね、早めにそういった旧庁舎ですか、とかを改修するなりして、卓球ができるような体制を取っていただきたいと思います。

ただ、子どもたちがそれこそ68名いる、全員がいる、また、この先、旭市もこの体育館で卓球の国体を行ってから、結構卓球に関心がある子ども、市民の方が多数いるかと思しますので、ぜひともその卓球場がなくなったから、今度卓球やる場所がないんですよじゃなく、早めにそういった施設を改修して使えるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 今の片桐委員からお話がありましたように、卓球場が廃止して、練習場がなくなる期間がまずないように、また、あってもできるだけ少なくなるような対応は考えていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたら、お願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第6号につきましては、本会議でご説明したとおりで、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたら、お願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 議案第7号につきましては、本会議で財政課長のほうより説明があったとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたら、お願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和3年度旭市一般会計補正予算（第1号）の8ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業4,392万7,000円ですが、国が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計収支が悪化している低所得の子育て世帯に対する経済支援の実施に当たり、まずは子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を緊急に支援する必要があることから、本給付金を支給するものです。

支給対象者及び給付金額は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者、公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給が停止されている方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方へ、児童1人当たり一律5万円を給付いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

主な歳出として、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金4,130万円ですが、合計対象児童数を826人と見込み算定いたしました。内訳につきましては、児童扶養手当受給者の対象児童を774人、公的年金等受給者の対象児童を21人、収入が減少した家計急変者の対象児童を31人と見込んだものです。

少し戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金の説明欄1の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金4,500万円ですが、本給付金に対して国が全額を負担するものでございます。

なお、国の本給付金支給要領において、令和3年4月分の児童扶養手当受給者に係る支給については、可能な限り令和3年5月中に支給することと明記されておりましたことから、専決処分にて対応したものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたら、お願いします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、議案第10号、専決処分の承認について、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書第2号の8ページをお開きください。

歳出になります。

4款1項2目、説明欄1の感染症予防対策事業1,790万円ですが、お配りしました資料をご覧ください。

既存のPCR検査の助成に加えて、介護と障害者福祉の通所・訪問系サービス従事者及び児童福祉施設の従事者が、市の委託医療機関でPCR検査を受けた場合に、その費用を全額補助するものでございます。

1人1回で、8月31日までに実施した検査に対して助成いたします。

以上で、議案第10号、健康づくり課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第10号、専決処分の承認について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

令和3年度旭市一般会計補正予算（第2号）の8ページをお願いします。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の新生児特別定額給付金給付事業4,410万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で不安を抱えながら妊娠期を過ごし、出産を迎え、子どもを養育する母親に対して、安心して出産育児ができる環境整備の一助となるよう、経済支援のために昨年度から新生児1人につき10万円の給付金を支給する事業を行ってまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、対象期間を1年延長し、令和4年4月1日までに出生した新生児を対象とすることを目的に、速やかな支給事務の延長を行うため、専決処分にて補正予算を計上したものでございます。

支給対象児童数は、昨年度の支給実績を参考として、年間444人、月37人の12か月を見込んでいます。また、当初予算で4月1日出生分として3人分の30万円を既に予算計上してありましたので、差引き441人分を計上したものです。

なお、来年、令和4年4月1日に出生した新生児の分は、翌年度、令和4年度予算に計上させていただきます。

戻っていただきまして、補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳入になります。

18款2項1目1節、説明欄1の財政調整基金繰入金6,200万円のうち、4,410万円を本事業に充当するものでございます。

以上で、議案第10号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第13号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第14号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第15号につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(林 晴道) 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたら、お願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 議案第16号につきましては、本会議でご説明したとおりでござ

います。加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(林 晴道) 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(林 晴道) 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長(林 晴道) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 晴道) 全員賛成によって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 晴道) 全員賛成によって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 晴道) 全員賛成によって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第9号は原案のとおり承認されました。  
議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第10号は原案のとおり承認されました。  
議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第13号は原案のとおり承認されました。  
議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第14号は原案のとおり承認されました。  
議案第15号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第15号は原案のとおり承認されました。  
議案第16号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第16号は原案のとおり承認されました。  
以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（林 晴道） 次に、所管事項の報告に入ります。



報告がある所管課は、随時報告をしてください。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育総務課より I C T 教育の進捗状況について申し上げます。

まず、市内小・中学校の児童・生徒に 1 人 1 台を配付しましたタブレットの起動状況でございますが、5 月下旬に各校で教職員の研修を行い、その後、各学級でタブレットの起動を始めました。

お手元の資料は、6 月 14 日現在の数値を記載していますが、直近の起動率ですと、小学校のほうで 88.9%、中学校のそのままの 80% となっていますが、中学校は今週中に起動作業が終了する予定でございます。

小学校につきましては、1 年生でまず学校に慣れることや、複数の職員による支援が必要なため、7 月から I C T 支援員や教育情報室の職員を派遣し、7 月上旬には全ての学校で起動作業が終了する予定でございます。

次に、当面のタブレット活用についてですが、ドリル教材ソフトの活用やインターネットサイトの読み込みによる調べ学習で活用していきます。

また、家庭への持ち帰りですが、各学校から選出された教職員による I C T 推進委員会で、持ち帰りについてのスケジュールを検討していきます。あわせて家庭の通信環境についての調査を行う予定です。

最後に、今後の旭市の I C T 教育ですが、I C T 支援員の配置やガイドラインの作成により、効果的な活用を通して、児童生徒の学力向上を図っていきたいと考えています。

以上で、教育総務課からの報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、旭市図書館の移転についてと第二市民会館の改修内容についてご報告させていただきます。

初めに、旭市図書館の移転について報告いたします。

旭市図書館は、県立東部図書館内へ移転するため、5 月 10 日月曜日から休館し、作業を進めています。

現在、東部図書館に図書 7 万冊の搬入が終わり、配架作業を行っているところでございます。

6 月末までには、配架作業及び蔵書点検を終了し、図書館の職員との図書館の利用者に対

する案内誘導や、事故対応などの研修会、利用者の安全確保のための防災訓練などを実施する予定であります。

その後、旭市図書館のオープニングセレモニーを7月10日土曜日、午前8時半から開催し、9時に開館する予定となっております。

なお、図書館のオープニングセレモニーにつきましては、コロナ禍であること、東部図書館の一部を使用しての開館になることなどの理由から、規模を縮小して開催する予定でございます。

生涯学習課資料1の図書館の使用箇所をご覧ください。

東部図書館内に旭市図書館を開館するため、県の教育財産使用許可申請を行い、令和3年4月1日付で許可を受けました。

旭市図書館が使用する面積は、緑色の部分になります。内訳は、下の表のとおりでありまして、全体で313.2平米になります。なお、共用する部分の面積については、含まれていません。

使用料については、全額減免ですが、光熱水費として、電気、ガス、水道等の諸設備にかかる経費の負担があります。試算ですが、年間で100万円程度を見込んでいます。

資料2の図書館内配置図をご覧ください。

旭市図書館の使用する部分は、入口側の緑色の部分で、東部図書館は、奥の黄色い部分になります。図書館内の書架やカウンターなどの表示についても、緑と黄色に色分けして表示する予定であります。

旭市図書館の図書の種別は、配置図の一番下に記載のとおりでございます。

書架は1番から18番、23番が東部図書館にある書架になります。19番から22番の書架については、子ども用の書架がなかったため、旧図書館の書架を移転いたしました。

また、21番の部屋につきましては、東部図書館では交流ラウンジとして使用していましたが、親子で利用できる児童向け絵本等のコーナー「えほんのもり」として模様替えをする予定であります。

なお、検索コーナーについては、1席になります。

それから、職員につきましては、図書館司書5名、事務職3名、館長1名の計9名になります。

閉館時間及び休館日については、東部図書館に合わせて、平日開館時間を2時間延長して午後7時まで、祝日を開館するなどの規則を改正して変更する予定でございます。

以上で、図書館の移転についての報告を終わります。

続いて、第二市民会館の改修内容についてご報告いたします。

第二市民会館の資料をご覧ください。生涯学習課資料の3になります。

第二市民会館は、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化している青年の家と市民会館の機能を集約するため、今まで保健センターが入っていた1階部分を社会教育施設として、改修工事を実施するものであります。

改修の概要であります。建物全体の改修工事の内容は、主に外壁塗装、内壁塗装、床の張替え、間取の一部変更になります。

機械設備関係は、空調設備の改修、1階、2階のトイレの増設、給排水管の更新、2階の調理設備の更新になります。

電気設備関係は、照明のLED化が主なものになります。

資料3の図面は、1階部分の改修図面になります。

建物を囲んでいる樹木スペースについては、全て撤去し、タイル張りのポーチ床に改修いたします。

図面手前の今まで健康管理課が入っていた事務室は、大研修室1部屋、小研修室2部屋に改修いたします。

図面左側のエントランスホール2については、多目的に利用できるホールとして改修いたします。

トイレは、利用者の利便性に対応するため、洋式化し、増設いたします。

資料4をご覧ください。

資料4は、2階部分の改修図面になります。

右側の軽運動場は、主にエアコンの設置工事になります。

図面手前の事務室は、現在の事務室と手前の談話コーナーをつないで、事務室を拡大いたします。

2階にありました植樹スペースについては全て撤去し、バルコニーに改修し、2階のトイレについても洋式化して増設いたします。

なお、今後のスケジュールについては、事後審査方式制限付き一般競争入札を6月7日に公告済みで、本日が開札日となります。

契約締結後、1か月ほどの準備期間を設けるため、盆明け後の着工を想定しており、工期は、令和4年2月28日を予定しています。

第二市民会館を利用して活動されていた方々には、活動に支障が出ないように配慮した上で、8月から他の社会教育施設に一時的に移動をお願いいたします。

以上で、生涯学習課の報告事項を終わります。

○委員長（林 晴道） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 体育振興課からは、オリンピック事前キャンプの受入れ状況について報告いたします。

お配りしました資料のほうをご覧ください。

事前キャンプにつきましては、ドイツの卓球チーム、それとザンビア共和国を調整してきたところです。

まず、ドイツの卓球チームですけれども、日本の新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮して、事前キャンプは行わず、直接選手村へ入るとの連絡を受けました。このため、ドイツ卓球チームの事前キャンプは中止となりましたが、交流事業の一つとしまして、ドイツ卓球チームの代表選手からメッセージ動画を送っていただけましたので、現在市のホームページで掲載しているところです。

次に、ザンビア共和国の状況になります。

表の左側から、種目・人数・旭市内の滞在期間・練習会場を一覧にしております。

一番下になりますけれども、総勢46人が7月9日の金曜日から旭市に滞在します。で、東京の選手村に入るのは競技ごとに異なりまして、陸上競技が一番最後となる予定です。

練習施設ですけれども、原則公共施設となりますけれども、ボクシングジムについては市内のジムを借り上げて対応をいたします。

一番下ですけれども、事前キャンプ地における新型コロナウイルス感染症対策について説明いたします。

まず、選手団につきましては、入国前にワクチンを2回接種する予定であります。また、入国前4日間で2回のPCR検査を、成田空港に到着したときにもう一度PCR検査を、また、キャンプに入りましたら毎日検査を受ける予定となっております。

また、選手団については、ホテルと練習施設のみ行動が可能でありまして、移動は専用車を使うとともに、ホテルは貸切り、またはフロアの貸切りを、練習施設についても貸切りとなります。

万が一陽性者が発生した場合の対応としましては、現在保健所、また、旭中央病院と連携を密にしているところであります。

市としましては、選手団が万全の状態で開催本番に臨めるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに、保険年金課、社会福祉課、報告はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ないようですので、担当課の報告は全て終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 請願の審査

○委員長（林 晴道） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります景山岩三郎議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（景山岩三郎） 委員長はじめ委員の皆様には、6月定例会、大変お疲れさまでございます。そして、今委員会の議案審議のほう、大変お疲れさまでございました。

それでは、請願の審査の内容のほうの報告をいたします。

教育は国家百年の大計と申します。そのとおり本請願は大変重要でございますので、ひとつ皆様に慎重な審査のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、請願の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書でございますけれども、採択に関する請願についてでございますが、請願者は子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体であります。千葉県市町村教育委員会連絡協議会、また、県内小・中・高等学校の校長会、教職員組合、そして、PTA連絡協議会と県教育界が一丸となって子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する団体であります。

請願の趣旨でございますけれども、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民にひとしく義務教育を保障するためには、義務教育指導国庫負担は不可欠であります。一定の教育の質、これを国民にひとしく担保すべきものであり、万が一これが崩れますと、多大な財政負担を地方自治体に課すことになりまして、厳しい地方財政をさらに圧迫、ひいては教育の地域格差を引き起こすことも考えられます。

したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものであり、採択いただけますようお願いをするものであります。

よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） 景山岩三郎議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたら、お願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願でございますが、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、県教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小・中学校長会のほか、千葉県の教育界を代表する21団体でつくる「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会」の会長名で、採択を求められた請願でございます。

会長は、市原市教育委員会教育長職務代理者であります。

未来を担う子どもたちの健全育成に重要な役割を担う学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保は欠くことのできないものでございます。

その財源措置として、教職員の給与費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担金制

度がございます。この負担割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もがございます。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担をなくし、一般財源化を模索する情報も聞かれています。

全国どこでも公教育を同じ水準で受けることができる重要な基盤が、この義務教育費国庫負担金制度であると考えています。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） それでは、請願の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります景山岩三郎議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（景山岩三郎） それでは、第2号の「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願についてであります。請願者は第1号と同じ「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会」であります。

申し上げるもなく、教育はこれからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かに、そして、健やかに育てる使命を持っています。

しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も悪化し、教育における諸課題はもちろんであります。子どもたちの安全確保等においても、多くの課題が山積しています。

こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。まずは基本とな

る部分として、お手元の文書にあります項目を中心とした予算がしっかりと確保されることが大前提であります。

ぜひ2022年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対し、しっかりと働きかけていただきたいと考えていますので、採択をいただけますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 景山岩三郎議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 請願第2号は、請願第1号と同一の団体からのものです。少人数できめ細やかな指導の確立に向け、学校職員の定数を改善することは、児童・生徒の学力向上に直接結びつくことでございます。

また、現在の経済状況等を考えると、保護者の教育費負担軽減のための取組、就学援助や奨学金事業に関する予算の拡充を求めることは、非常に重要なことと考えています。

特に、義務教育教科書無償制度は、憲法で教育を受ける権利がひとしく保障されていることから、堅持していかなければならない制度です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響を考慮すると、児童・生徒の心身面のケアや学習面への支援も非常に大切なことと考えています。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分



○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

---

#### 請願の採決

○委員長（林 晴道） 次に、討論を省略して、採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願について、採決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、請願第1号は採決と決しました。

請願第2号、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願について、採決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、請願第2号は採決と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

## 意見書案の説明

○委員長（林 晴道） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（林 晴道） 初めに、請願第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

○議会議務局長（花澤義広） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

座ったまま、説明させていただきます。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て

でございます。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いをいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（花澤義広） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます国における2022年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における2022年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財

政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること
8. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） 説明ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、請願第2号の国における2022年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

○委員長（林 晴道） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 晴 道

# 総務常任委員会

令和3年6月23日（水曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 2号 旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 指定管理者の指定について  
(おひさまテラス)
- 議案第11号 専決処分の承認について  
(旭市税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第12号 専決処分の承認について  
(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第17号 財産の取得について  
(水槽付き消防ポンプ自動車(Ⅱ型))

## 出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	高橋利彦	委員	島田和雄
委員	伊藤保	委員	飯嶋正利

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（1名）

副議長 宮内保

## 説明のため出席した者（15名）

副市長	飯島茂	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
消防長	伊東秀貴	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	大八木利武	税務課長	伊藤義一
行推進課長	高野久	市民生活課長	八木幹夫
監査委員	向後稔		
会計管理者			
その他担当職員	4名		

**事務局職員出席者**

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	菅晃		



開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

総務常任委員会の開催に当たりまして、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ご苦労さまです。

新庁舎になって初めての委員会であります。非常に庁舎の評判がよくて、素晴らしい庁舎だなということで、外観も、そしてまた中身の使い勝手も非常に好評であります。設計された方、またここまで苦労された皆さんに本当に感謝をしたいと思います。

私、建物もそうなんですけど、いつも委員会でお話しさせてもらいますけど、職員の対応のすばらしさというのが一番だと思います。人と人とですから、建物も大事ですけど、いざ災害時、緊急時のときの対応が非常にいいということで、市民から本当に好評いただいています。また、ちょっと行き違いがあるケースもあると思います。そういうときには、もう40年勤めている課長さんクラスであれば抜かりなくしっかりと対応できるんだけど、1年生もあれば2年生もある、そういった職員の皆さんだと、まだ気がつかない部分があるので、そういったときにはもう1回確認をしたらどうですかというお話もさせてもらいます。これはやっぱり事情を知る議員の努めかなというふうに考えます。新庁舎で新しい職務といいましょうか、環境の中、職員の皆さんには頑張ってくださいと思います。

それでは、新庁舎第1回目の総務委員会、活発なご意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、宮内副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました7議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

本日、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、皆様おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

初めに、市職員の新型コロナウイルス感染につきまして、昨日議会事務局を通じてファクス等でお知らせをさせていただきましたが、改めてここでご報告をさせていただきたいと思っております。

6月20日日曜日に都市整備課職員1名がPCR検査で陽性となりましたが、症状はなく、成田市内のホテルにて療養しております。保健所の調査結果では、勤務場所に濃厚接触者に該当する者がいないと判断されましたが、当該職員と隣接をしております職員4名には自宅待機を命じて、念のためにPCR検査を実施したところ、昨夜全員が陰性との報告を受けております。

また、事務室等の消毒につきましては、6月21日の月曜日の業務時間終了後に実施いたしました。

報告については以上でございます。

では、本日の委員会に審査をお願いいたしました議案は、全部で7議案でございます。

内訳でございますが、条例関係が3議案、指定管理者の指定についてが1議案、専決処分の承認についてが2議案、財産の取得についてが1議案となっております。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） お願いします。

○副市長（飯島 茂） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしく願いをいたします。

○総務課長（宮内敏之） 総務課長の宮内敏之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○財政課長（山崎剛成） 財政課長の山崎剛成です。どうぞよろしく申し上げます。

○企画政策課長（小倉直志） 企画政策課長の小倉直志でございます。よろしく願いいたします。

- 税務課長（伊藤義一） 税務課長、伊藤義一でございます。よろしくお願いいたします。
- 秘書広報課長（椎名 実） 秘書広報課長の椎名実です。よろしくお願いいたします。
- 行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課長の大八木利武と申します。よろしくお願いいたします。
- 市民生活課長（八木幹夫） 市民生活課長の八木幹夫でございます。よろしくお願いいたします。
- 消防長（伊東秀貴） 消防本部消防長、伊東秀貴と申します。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者（向後 稔） 会計課長の向後稔と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 監査委員事務局長（高野 久） 監査委員事務局の局長をやっております高野久と申します。よろしくお願いいたします。
- 副市長（飯島 茂） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

- 委員長（宮澤芳雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、指定管理者の指定について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第17号、財産の取得についての7議案であります。

執行部、委員へお願いいたします。コロナウイルス感染症対策の一環として、付託議案の補足説明、質疑、答弁等、発言時には着席にてお願いいたします。

それでは、初めに、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

- 総務課長（宮内敏之） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた以外に、追加の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第3号につきましても、本会議において補足説明を申し上げた

以外に、追加の説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第4号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおり

でございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） お疲れさまです。

この議案4号、震災に関わる住宅の建て替えによる固定資産税等の減免ということで、震災時に被害に遭った住宅の建て替えの減免だと思うんですが、これってというのは、今これもう5年、今延ばしてありますけれども、いつ頃まで延ばす予定があるのか。震災が終わってどこまで、被災後というのですかね、それをどうお考えなのか、お聞かせいただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） こちらの時期でございますが、当初震災から10年ということで、国

から指定がございました。そして、今回もう5年延長するよということで通知が来ておりました。それに基づきまして、市のほうでも同じく5年延長したものです。震災後15年となっ

ております。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） これは国からのお達しということでよろしいのですか。

○委員長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 国から来ております。

そして、あと、補助の関係なんですけど、国からの補助が出ない分は市の単独費で見ると  
というようなことになっておりまして、国の補填できない分を市の条例で見ますよということ  
になっております。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第8号につきましては、本会議において補足説明したとお  
りでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 指定管理について、イオンタウンにお願いするといったような議案であ  
りますが、そういった中で、この施設は多世代交流施設といったようなことでありますけど  
も、実際にどういったような事業をこの指定管理者が考えているのか。その辺が分かればお  
伺いをします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 具体的な事業ということでございますが、一つ一つのプログラ  
ムについてはこれから来年4月のオープンにかけて煮詰めていくということになっておりま  
す。

事業の大本となりますのは、これまで施設の特性についてお話ししてきたことに沿ってい  
くこととなります。

それで、イオンタウンが指定管理者ということに議決されればなるんですけれども、イオ

ンタウンが各事業において、各プログラムにおいてパートナーを考えております。例えば、全体的なマネジメントにつきましては、株式会社リビタという実績のある会社に人材育成ですとか、そういったことを数年といいますか、地方創生推進交付金の活用ができる3年間をかけて行っていく。それから、ものづくり、工作室があるんですが、そこでの地域コミュニティの創出プログラムについては、株式会社マイキーという、こちらの会社は千葉市において西千葉工作室というワークスタジオを運営している会社でございます。それと、施設の中に大量の図書があるんですが、その図書を通じた地域コミュニティ創出プログラムということで、日本出版販売株式会社、ユアーズブックストアという会社なんですけれども、こちらと一緒にプログラムを開発していく。それから、スモールビジネス、例えば皆さんが月に3万円程度もうけられるような小さなビジネスということで、それを育成していくということで、オープンロード合同会社というようなところ、様々なパートナーを指定管理者の指定の申請書では挙げております。こちらと協力をしながら実際的な細かいプログラムを来年に向けて練り上げていくということになっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） おひさまテラスにつきましては、子どもが遊ぶというのが一番メインと、子どもの遊ぶ施設ですか、これがメインだと思いますけども、そのほかに多世代交流施設ということで、指定管理者が様々な事業を自ら企画、立案して実施すると、そういったような考え方でいいんですね。市民がその場所を借りていろいろ、市民自らいろいろ企画するといった考え方と、指定管理者が企画するといったような考え方、2種類あると思うんですけども、主には指定管理者のほうで企画したものに市民が参加すると、そういったような考え方でいいのかどうか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） おっしゃるとおり、当初は指定管理者が様々な、先ほど申し上げたパートナーと一緒にあってプログラムを練り上げていきます。ただし、先ほどの回答、当初で言いましたように、人材育成ということも考えております。それですから、この施設に集まって様々なコミュニティができてきて、自主的に提案型の事業といいますか、プログラムが出来上がってくることを期待して、3年間は地方創生推進交付金を活用していきたいと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑ありますか。

(発言する人なし)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第11号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおり

でございます。加えての説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 議案第12号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおり

でございます。加えての説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 議案第17号につきまして、入札の経過及び契約締結内容につきまして

は、本会議において財政課長より説明したとおりでございます。補足説明につきましても、

本会議において説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

## 議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。



議案第17号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長（宮澤芳雄） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時22分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮澤芳雄